

保木自治会館管理運営規則

(目的)

第1条 1 この規則は、保木自治会館（以下「会館」という。）の管理及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(管理運営主体)

第2条 1 会館の管理及び運営は美しが丘西保木自治会が行う。

(使用主体)

第3条 1 会館の施設及び備品を使用出来る者は次のとおりとする。

- (1) 自治会員
 - (2) 自治会員で構成する公共的な団体
 - (3) 主として自治会員が構成する文化、体育等の同好会的団体
 - (4) その他、自治会長が特に認める個人又は団体
- 2 営利を目的とする個人又は団体の使用は原則として認めない。

(使用時間)

第4条 1 会館の使用時間については、原則として8時から22時までとし、その時間帯は次のとおりとする。

- (1) 午前の部 8時から 12時まで
- (2) 午後の部 13時から 17時まで
- (3) 夜間の部 18時から 22時まで

(使用申込及び許可)

第5条 1 会館の施設及び備品を使用しようとする者は、あらかじめ自治会長の許可を受けなければならない。

2 前項の使用許可を受けようとするときは、自治会館使用申込書又は備品使用申込書を自治会長に提出しなければならない。

3 使用申込者は、満20歳以上の使用責任者に限る。

(使用許可申請の期間)

第6条 1 使用許可申請の期間は、使用日の1ヶ月前から使用日の前日までとする。ただし、自治会長が特に必要と認めた場合はこの限りではない。

(使用中止及び変更等の届出)

第7条 1 会館の施設及び備品の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、その使用中を中止し、又は変更しようとするときは、自治会長にその旨届出をしなければならない。

(使用回数の制限及び施設等の使用変更)

第8条 1 自治会長は、会館の使用の公平を図るため、同一の利用者が1ヶ月以内にその施設及び備品を使用する回数を制限することができる。

2 使用許可をした場合であっても、管理上又はその他やむをえない事由が生じたときは、施設および備品の使用変更を行うことができる。

(使用許可の制限)

第9条 1 自治会長は、次の各号の一つに該当すると認めた場合は会館の施設及び備品の使用を許可しない。

- (1) 施設及び備品を毀損するおそれがあるとき

- (2) 管理上支障があるおそれがあるとき
- (3) その他、自治会長が使用を不相当と認めたとき

(使用許可の取消等)

第10条 1 自治会長は、次の各号の一つに該当する場合は、その許可の取消、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 使用目的に反したとき
- (2) 偽り、その他の不正行為により許可を受けたとき
- (3) 災害その他の事故により使用できなくなったとき
- (4) 公の秩序を乱し、又は善良なる風俗を害し、若しくはおそれのあるとき
- (5) 前各号に定めるもののほか、この規則に反したとき

(施設及び設備の変更禁止)

第11条 1 使用者は、自治会館の施設の使用にあたって、模様替えし、又はこれに特別の設備を付設してはならない。ただし、自治会長が特に認めた場合はこの限りではない。

(使用料)

第12条 1 使用者は、会館の施設及び備品の使用について別表1に定める使用料を納付しなければならない。ただし、自治会及び自治会員で構成する公共的団体が使用する場合は無料とする。

2 前項の使用料の納付は使用後1週間以内とする。

(使用料の減額及び免除)

第13条 1 自治会長は、前条に規定する使用料について、特に必要と認めるときは、これを減額又は免除することができる。

(使用権の譲渡禁止)

第14条 1 使用者は、会館の施設及び備品を使用する権利を第三者に譲渡してはならない。

(遵守事項)

第15条 1 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可された以外の施設及び備品を使用しないこと
- (2) 壁、柱及び扉等にはり紙をし、又は釘類を打ち込まないこと
- (3) 所定の場所以外で火気を使用しないこと
- (4) 危険物又は不潔の物を持ち込まないこと
- (5) 騒音、大音声を発し、又は暴力を用いるなど、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと
- (6) その他、自治会長が指示した事項

(使用後の点検)

第16条 1 使用者は、会館の施設及び備品の使用を終了したときは、原状に復したか否かをよく点検し、使用報告書等により自治会長に報告しなければならない。

(損傷等の届出)

第17条 1 使用者は、会館の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちに自治会長に届出をし、指示を受けるものとする。

(損害賠償)

第18条 1 使用者が、会館の施設及び設備を滅失し、又は毀損したときは、自治会長が認定する損害額の全部又は一部を賠償しなければならない。ただし、自治会長がやむをえない理由があると認めるときはこの限りではない。

(付属様式)

第19条 1 この規則の施行について、必要な書類の様式は、自治会長が別に定める。

(委任)

第20条 1 この規則の施行について、必要な事項は、自治会長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和63年8月1日から施行する。

会館施設・備品使用料

<施設>

使用者	時間帯	和室	大会議室
文化・体育等の同好会的団体 (第3条第1項第3号)	午前	300円	500円
	午後	300円	500円
	夜間	300円	500円
会員の慶事	1回	3,000円(全室)	
会員の弔事	1日	5,000円(全室)	

<備品・館外貸出し>

品名	回	単価	
テント	1回	1張	1,000円
会議机	〃	1台	100円
椅子	〃	1脚	50円
座卓	〃	1台	100円

美しが丘西保木自治会個人情報取扱細則

制定 平成29年4月16日

(目的)

第1条 この細則は、美しが丘西保木自治会（以下「本会」と略。）が保有する個人情報について適正な取扱いを確保することを目的として定めます。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めます。

(周知)

第3条 本会は、この細則を、回覧等により、会員に周知します。また新たに会員になろうとするものには、入会時に周知します。

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は、会長とします。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は、会長が指定する役員、班長とします。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用しません。その職を退いた後も、同様とします。

(個人情報の取得)

第7条 本会は、会長が「入会届」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得します。

2 本会が会員から取得する個人情報は、氏名（家族、同居人を含む）、生年月日、性別、住所、電話番号、緊急時の援護の要否、緊急時連絡先、その他連絡事項などで会員が同意する事項とします。

3 会員名簿に記載する個人情報は、氏名、住所、電話番号などで会員が同意する事項とします。

(利用)

第8条 本会が保有する個人情報は、各号に掲げる活動等に際して利用します。

- (1) 総会で議決された事業等の遂行
- (2) 会費の請求、管理、その他文書の送付、回覧など
- (3) 会員名簿の作成及び会の区域図の作成
- (4) 敬老祝等の対象者の把握
- (5) 災害等の緊急時における支援活動

(管理)

第9条 個人情報は、会長又は会長が指定する役員、班長が保管するものとし、適正に管理します。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄します。

(提 供)

第10条 個人情報、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（委託・共同利用の相手方を除く）に提供しません。

- (1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けたものが、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成等)

第11条 取扱者は、個人情報を第三者（県・市役所・区役所を除く）に提供したときは、法第25条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存します。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 取扱者は、第三者（県・市役所・区役所を除く）から個人情報の提供を受けるに際しては、法第26条に定める第三者提供を受ける際の確認を行い、記録を作成し保存します。

(開 示)

第13条 会員は、第7条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し開示を請求することができます。

- 2 個人情報管理者は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第28条第2項に該当する場合を除き、本人に開示します。

(個人情報の訂正等)

第14条 会員は、第7条に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対し訂正等を求めることができます。

- 2 前項の請求があった場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行います。ただし、各会員にすでに配布されている会員名簿等は、訂正等について会員に連絡することをもってこれに替えることができるものとします。

(漏えい発生時等の対応)

第15条 取扱者は、個人情報を漏えい、滅失、き損等の事案の発生又はその兆候を把握した場合は、管理者に連絡します。この場合において管理者は、事実及び原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対応を行います。

(開示請求及び苦情相談窓口)

第16条 本会における、開示請求及び苦情相談窓口は、会長とします。

(附 則)

この規約は、平成29年4月16日から施行します。